



平成 30 年 4 月 13 日

一般社団法人広島県医師会長 様
一般社団法人広島県病院協会長 様

広島県健康福祉局長
〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29
健康対策課

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について(通知)

平素から、感染症対策につきましては、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成 30 年 4 月 11 日付け健感発 0411 第 5 号で厚生労働省健康局結核感染症課長から別紙のとおり協力依頼がありました。

また、名古屋市から麻しん患者発生に関する報道提供資料の情報提供がありました。

については、今後、広範な地域において麻しん患者が発生し医療機関を受診する可能性がありますので、患者（疑いを含む。以下同様）受診時には、別紙事項に留意いただくよう、貴会員への周知をお願いします。

担当 感染症疾病管理グループ
電話 082 - 513 - 3068(ダイヤルイン)
(担当者 宇佐川)

患者（疑いを含む。以下同様）受診時の医療機関における留意事項

- 1 次の事項を患者に御確認ください。
 - ・海外渡航歴，国内旅行歴
 - ・麻しんの罹患歴，予防接種歴
 - ・当該患者周辺における麻しん患者，発疹等症状を有する者の有無
- 2 麻しんと診断された（臨床診断を含む。）場合には，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき，速やかに，最寄りの保健所へ届け出てください。（検査の結果，陰性となった場合には，取り下げをお願いさせていただきます。）
- 3 行政でPCR検査^{*}を実施します。血液（EDTA入り採血管），咽頭拭い液及び尿の検体を採取してください。
- 4 医療機関では，血清抗体価の測定を実施してください。なお，結果が判明次第，保健所への連絡をお願いします。
- 5 麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染等予防対策をお願いします。
 - ・患者は個室管理をお願いします。
 - ・万が一，患者が帰宅される場合には，麻しんの感染力の強さを踏まえた指導を行ってください（公共交通機関を使わない，外出しない等）。
 - ・医療機関においては，事務職・医療職を含めて，職員の「抗体価^{*}に基づく麻しん罹患歴」及び「記録に基づく麻しん含有ワクチンの接種歴」を御確認の上，対応者を選定してください。

^{*}医療従事者は，EIA法（IgG）16以上で基準を満たすとされています。

【参考】日本環境感染学会HP「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」

(^{*}) PCR検査のための検体採取方法

検体	採取方法
血液	採血量：6ml程度（最低2ml以上） [*] 抗凝固剤としてEDTA又はクエン酸を用いてください。 （RT-PCR反応の妨げとなるため，ヘパリンは不可。）
尿	滅菌容器（尿一般検査用等）に入れて保存してください。
咽頭ぬぐい液	滅菌綿棒・滅菌スピッツ管（尿一般検査用等）で採取してください。 [*] 滅菌器材が無い場合は，各医療機関で使用している非滅菌のもので可能です。 [*] 乾かないように密封してください。

^{*} 密閉した状態で，冷蔵保存してください。

^{*} 検体採取に使用する採血管やスピッツ管は，各医療機関でお持ちの容器を使用してください。（お持ちの容器が無い場合は，保健所に御相談ください。）